

令和6年 第10回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和6年10月10日（木）		
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室		
開議	午前10時51分～午前11時12分		
応招委員	1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子 3番 難波 基訓 4番 柳井 正信 6番 河中 司		7番 田渕 智之 8番 北山 政士 9番 近藤 克己 10番 川口 肇司 11番 竹下 桂輔
不応招委員	5番 正影 博一		
出席委員数	10名		
欠席委員数	1名		
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 角田 貫之 （産業観光課 特命参事） 課長補佐 片田 篤志 （産業観光課 課長補佐） 主任 山崎 裕司 （産業観光課 主任）		

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第14号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第39号 非農地証明願について
日程第6	議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議題第41号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第8	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	11番 竹下 桂輔 2番 山中 幸子

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局長 角田	最初にお断りがあります。今回の議案6ページの25番、26番の転用の案件ですが、道路協議と開発協議がまだ未了ということでしたので今回の協議から落とさせていただいています。よろしくお願いします。
会長 川口	ただいまの出席委員は、11名のうち10名です。 定足数に達しておりますので、これより令和6年第10回鏡野町農業委員会を開会します。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、11番 竹下 桂輔 委員、2番 山中 幸子 委員、指名します。 日程第2 会期決定の件を議題にします。 おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います、これにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。 日程第3 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の59番から60番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	令和6年第10回鏡野町農業委員会議案2ページをお開きください。 報告第14号 農地法18条第6項の規定による解約について。 番号59、所在、●●、田、他計2筆、7,066㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号60、所在、●●、田、他計4筆、5,927㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 以上2件です。
会長 川口	これをもって報告を終わります。 日程第4 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の45番から48番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案3ページをご覧ください。

	議案第３８号 農地法第３条の規定による許可申請について。 番号４５、所在、●●、畑、６７㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、１０，３１０㎡、通作距離、０．１ｋｍ、農機具、トラクター１台、田植機１台、コンバイン１台、乾燥機１台。 番号４６、所在、●●、畑、１１５㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、１２，５９０㎡、通作距離、０．１ｋｍ、農機具。トラクター１台、田植機１台、コンバイン１台。 番号４７、所在、●●、田、他計４筆、５，９２７㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、承継によるもの。 取得後の耕作面積、５，９２７㎡、通作距離、０．１ｋｍ、農機具、トラクター１台、田植機１台。 番号４８、所在、●●、畑、他計４筆、７，６５８㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、１９，２５６㎡、通作距離、３．０ｋｍ、農機具、トラクター１台、田植機１台、コンバイン１台。 以上４件です。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 （発言なし） 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 （発言なし） 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって議案３８号 農地法第３条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。 日程第５ 議案第３９号 非農地証明願について、この議案の２３番から２４番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案４ページをご覧ください。

	となったことに加え、自然災害対策、新興感染症対策も必要となっているため、病床数70床の新病院を建築するもの。 資金計画、自己資金、41,700万円、借入金、586,200万円、農振地除外、令和6年5月8日、例外許可規定、「公共性が高いと認められる事業で土地収用し又は使用することができる事業」に分類、●●承諾、●●条件付き承諾。 承諾条件は近年増加する局地的豪雨等で、土地改良施設が破損した場合、転用事業者は、●●と協議し、復旧すること。 番号20、所在、●●、田、他計3筆、2,572㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途等は19番と同様です。 資金計画、承諾。 番号21、所在、●●、田、2,982㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途等は19番と同様です。 番号22、所在、●●、田、2,964㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途等は19番と同様です。 番号23、所在、●●、田、2,026㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途等は19番と同様です。 番号24、所在、●●、田、296㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途、住宅1棟、92.74㎡、駐車場1棟、47.04㎡、転用事由、現在町内のアパートに居住しているが、家族が増え手狭であるため、申請地を買い受け住宅を建設する。 資金計画、借入金、3,350万円、●●承諾。 以上6件です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 本件は農地部会委員により、現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。 農地部会長、9番 近藤委員。
近藤 委員	この件につきまして農地部会の方で現地確認させていただきました。 問題なしということで、報告をさせていただきます。 以上です。

会長 川口	本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第４０号 農地法第５条の規定による許可申請についての１９番から２４番までの案件は、承認することに決定しました。 今の条件について改良区と鏡野町としているけど、土場の状況の確認はどちらがすることになっていますか。今の状況だと土場に草が生えていて見えない状況なのでその解消も必要だと思います。
事務局長 角田	測量しているものがあるので、どこまでが土場かは確認を。
北山 委員	寺元と国道に南へ出るドン付きのどこまでは。一部コンクリートにしてある。
会長 川口	その確認をどちらがするのは前の委員会で話したときにお互いに協議してくれというように確認して問題がないように。壊れているところが今の時点だとわからないので、それをはっきりさせて次に渡せば、現在壊れていて後から言われてもその責任はないです。
事務局長 角田	施工側に瑕疵がないか確認してくれと伝えておきます。
会長 川口	日程第７ 議案第４１号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についての案件を議題とします。５８番の案件は、竹下委員に関する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づく、議事参与の制限により、この案件の審議開始から終了まで退席を求めます。 (竹下委員 退席) 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案７ページをご覧ください。

会長 川口 委員 会長 川口 事務局長 角田 課長 川口 委員	議案第４１号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について。 ５８番のみになります。再設定、１筆、２，４８１㎡。 以上です。 これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 （発言なし） 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。 「はい。」 ご異議なしと認めます。 よって議案第４１号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、５８番の案件は承認することに決定しました。 それでは、竹下委員の議事参与の制限が解かれましたので、竹下委員の入室をお願いします。 （竹下委員 入室） 続いて、５９番から６３番の案件について、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。 議案７ページをお開きください。 議案第４１号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について。 番号５９番から６３番までになります。 権利種別、貸借権設定、新規設定、４筆、８，６７８㎡。再設定、１６筆、２０，８３３㎡。 以上です。 これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 （発言なし） 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。 「はい。」
---	---

会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第４１号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、５９番から６３番までの案件は承認することに決定しました。 日程第８ その他について、その他協議事項はありませんか。 （発言なし） 以上をもちまして、本会に付議された案件はすべて終了しました。 会議を閉会します、これに、ご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和６年第１０回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。（散会）